

平成二六〇二八年度(二〇一四〇一六年度)日本学術振興会科学研究費補助金若手研究(B)

# 戦国大名分国およびその周辺地域における領域支配の研究 研究成果報告書

課題番号26770222

研究代表者・村井良介



平成二六〇二八年度(二〇一四〇一六年度)日本学術振興会科学研究費補助金若手研究(B)

# 戦国大名分国およびその周辺地域における領域支配の研究 研究成果報告書

課題番号26770222

研究代表者・村井良介

# 目次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 本報告書について                     | 3  |
| 研究成果報告                       | 4  |
| 一 既発表の成果の要約                  | 5  |
| 戦国大名分国およびその周辺地域における領域支配をめぐって | 5  |
| 二 未発表の研究成果                   | 10 |
| 補論一 毛利分国における「洞」について          | 10 |
| 補論二 戦国領主の概念規定をめぐって           | 16 |

## 本報告書について

本報告書は、平成二六〇二八年度（二〇一四〇二〇一六年度）日本学術振興会科学研究費補助金若手研究（B）「戦国大名分国およびその周辺地域における領域支配の研究」（課題番号26770222、研究代表者・村井良介）の研究結果報告書である。

後述するように本研究の成果の一部はすでに著書、論文、口頭報告等の形で公表しているが、本報告書では、これらの公表済みの成果を要約し、また未公表の内容を加えて、研究成果を報告する。

### 研究の概要

本研究は、戦国期の大名分国の領域支配のあり方から、権力構造の特質を明らかにすることを目的としている。戦国大名権力については、「家中」に対する支配と、大名「家中」に包摂されない自立的な戦国領主（国衆）に対する支配の「二重構造」が指摘されるが、自立的な戦国領主による「領」支配と、大名が「家中」や一門から任命した支城主による支城領支配には共通性もみられ、支城主が一定の自立性をもつ場合もある。こうした自立的な領域支配は、大名の分国支配・防衛のための必要性から生じる側面があり、そこに戦国期の権力構造の特質を見出すことができる。と考える。よって、その観点から戦国領主と支城主を分析することで、大名権力の構造の解明を試みるものである。

### 研究の方法

平成二二〇二四年度（二〇一〇〇二二年度）日本

学術振興会科学研究費補助金若手研究（B）「戦国期の大名分国における「戦国領主」の研究」（課題番号22720246、研究代表者・村井良介）では、毛利分国などについて、戦国領主関係史料を収集し、データベースを作成したが、本研究では、毛利分国、北条分国、大友分国について、前記に加えて支城主や重臣などで、判物発給をおこなうような自立的な領主層も対象とし、また常にこれらの大名の支配下にあったわけではない分国の周辺地域も対象としてデータベースの拡充をおこない、これに踏まえて検討をおこなった。

### 研究成果の公表

左記の著書、論文、口頭報告では、本研究の成果の一部を用いている。

#### 《著書》

・「戦国大名論 暴力と法と権力」（講談社、二〇一五年）

#### 《論文》

・「戦国大名分国における領域秩序形成の過程——北条分国を例として——」（『洛北史学』一八号、二〇一六年）

・「戦国期における「家中」の形成と認識——大友分国を事例に——」（『歴史評論』八〇三号、二〇一七年）

#### 《口頭報告》

・「戦国大名分国における領域秩序形成の過程——北条分国を例として——」（二〇一五年六月、第一七回洛北史学会大会、於京都府立大学）

・「戦国期毛利・大友分国における洞と「家中」——東国との比較のために——」（二〇一五年八月、第五三回中世史サマーセミナーシンポジウム、於飯坂

### 温泉伊勢屋

また、「戦国期の大名分国における「戦国領主」の研究」の研究結果報告書では「毛利分国「戦国領主」関係史料一覧」を公表したが、今回の研究においては、対象を戦国領主に限定せず、支城主などの判物発給者などにも対象を拡大したのに合わせ、関係史料データベースを拡充した。この成果を加え、また遺漏の補足、誤記の修正等をおこない増補改訂した一覧表を作成した。支城主等を加えたのに対応して表題も「毛利分国戦国領主等関係史料一覧」に改めている。分量が膨大であるため、紙媒体での公表を断念し、本報告書の別冊としてデジタルデータを神戸大学附属図書館学術成果リポジトリKernelに公開する予定である。

このほか、直接本研究費を用いたものではないが、左記のものも本研究と密接に関連して、本研究期間内に公表した研究成果である。

・「戦国大名分国における領主層の編成原理をめぐって」（『市大日本史』一七号、二〇一四年）

・「安芸毛利氏をめぐる研究について」（村井良介編『論集戦国大名と国衆17 安芸毛利氏』、岩田書院、二〇一五年）

### 研究費

平成二六年度 七八〇千円（直接経費：六〇〇千円、間接経費：一八〇千円）

平成二七年度 六五〇千円（直接経費：五〇〇千円、間接経費：一五〇千円）

平成二八年度 六五〇千円（直接経費：五〇〇千円、間接経費：一五〇千円）

# 研究成果報告

# 一 既発表の成果の要約

ここでは本研究の成果の一部を用いて、すでに著書や論文として公表したものについて要約し、整理したものである。詳細は『戦国大名論 暴力と法と権力』（講談社、二〇一五年）、「戦国大名分国における領域秩序形成の過程——北条分国を例として——」（『洛北史学』一八号、二〇一六年）、「戦国期における「家中」の形成と認識——大友分国を事例に——」（『歴史評論』八〇三号、二〇一七年）を参照していただきたい。

## 戦国大名分国およびその周辺地域における領域支配をめぐる

### 一 問題の所在

池享氏は従来の戦国大名研究について、近世との連続面を重視する「連続説」と、断絶面を重視する「断絶説」<sup>①</sup>とに整理した。すでに拙稿で指摘したように、「連続説」も「断絶説」も、近世権力を基準として戦国大名を評価する見方であり、戦国期における戦国大名の独自の特質を十分にとらえることができないという問題点がある。<sup>②</sup> 戦国期における戦国大名権力の動向は、最初から近世権力のあり方をゴールとして予定し、それに向けて単線的、不可逆的に展開するものではなく、戦国期に固有の権力（諸 関係に規定されて、必ずしも近世のあり方に収斂しない、戦国期に固有の特質を持ったはずであり、それを明らかにすることなくしては、近世への移行の説明も十全なものとはならないだろう。<sup>③</sup>

戦国領主（国衆）は、「家中」と「領」を持ち判物

や印判状を発給してそれらを支配する自立的な領主とされるが、こうした戦国領主は戦国期に成立し、近世には原則として大名「家中」に包摂されるため、戦国期に特徴的な存在である。従来の研究では、こうした戦国領主は、大名権力の一元的な「家中」や領国形成にとつて障害となる存在であり、近世に向けて解消されていくという見方が強かった。しかし、拙著で論じたように、戦国領主の「家中」や「領」は、旧来の秩序を越えて形成されるため、外縁が曖昧・流動的で、不安定であり、戦国大名の支配下でこうした「家中」や「領」はむしろ安定する。したがって、戦国期は、こうした戦国領主の「家中」や「領」が解消に向かう一貫した過程ではなく、むしろこうした戦国領主の存在を前提に、その上に支配を築いているのが戦国大名

の権力構造の特質である。<sup>④</sup>

ところで、北条分国などでは、北条氏照や北条氏邦など、大幅な裁量権を与えられ、自律的な支配をおこなう支城主が存在する。黒田基樹氏は、これを支城領主と呼び、その支配領域（支城領）内において大名権力とほぼ同等の権限を有しているとした。<sup>⑤</sup> 黒田氏は、こうした支城領主と国衆の共通性を指摘するが、市村高男氏は大名から任命された支城主と、自立的な国衆は異質との立場を取る。<sup>⑥</sup>

しかし、黒田氏が明らかにしたように、相模国津久井内藤氏や武蔵国江戸太田氏が、他国衆とは区別される津久井衆、江戸衆に編成されており、自立した戦国領主が、支城主やそれに類する存在になることもある。<sup>⑦</sup> また、最終的に豊臣大名化する筑前国立花氏や高橋氏のように、大友氏から裁量権を与えられた支城主

(城督)が、大友権力からの自律性／自立性を強めていく場合もある。

また拙稿で明らかにしたように、筑前国立花城督の戸次氏などは「家中」形成をおこない、判物を発給する点で戦国領主と権力構造面でも共通性が認められる。また戸次氏の支配下にある与力は、本来は大友氏の直臣であり、戸次「家中」とは区別される存在であるが、戸次氏から直接の知行給与を受けるなど、戸次「家中」と区別しがたい側面もあり、実際、やがて戸次氏の被官となる者もいる。

すでに拙稿で、毛利分国において、戦国領主の家来が、毛利氏と戦国領主の双方から知行を給与される例が多く見られることを明らかにしたが、こうした支城主や重臣の与力もこれと似た状況にあり、こうした家来への知行給与を通じて大名権力が戦国領主を統制したのと同様、大名権力は与力を通じて自立的な支城主や重臣を統制できる可能性があった。

以上から考えれば、もちろんその性質に差異はあるものの、戦国領主と支城主には共通性があり、大名権力による領域支配の形成という点においては、両者を同時に考えていく必要がある。戦国領主が大名「家中」に包摂されていないことから、戦国大名の支配は「家中」に対する支配と、戦国領主のような非「家中」に対する支配として「二重構造」になっているという指摘がある。しかし、戦国期において「家中」の外縁がいまだ可動的なものであるとするならば、「家中」と非「家中」の区分は絶対的なものとは必ずしも言えない。支城主や重臣層の「家中」と与力の区分もそうであるが、支城主や重臣層と戦国領主の区分も絶対的なものとは言えないのではないか。

すでに拙稿で述べたように、大名権力が支城主に大幅な裁量権を付与する背景には、広域化した分国の支配のためには、こうした自律的な支配をおこなう存在が必要であったからと考えられる。とくに軍事的緊張の続く戦国期において、前線地域における軍事的即応の必要性からも、こうした裁量権の付与は不可欠であった。大名権力が戦国領主の「家中」維持に意を用いているのも、こうした軍事的な要請という側面がある。したがって、こうした分権的な権力構造は、近世に向けて早晩解消されるべきもの、あるいは必然的に解消へと向かっていくものではなく、むしろ戦国期の権力構造の特質ととらえるべきである。

本研究では、こうした問題関心から、戦国領主と自律的／自立的な支城主や重臣層とともに粗上に上げて、戦国大名権力の領域支配について検討した。

## 二 戦国領主と支城主・重臣

戦国領主は独自の「家中」と「領」を持ち、判物や印判状を発給してそれらを支配する領主だとされる。勝俣鎮夫氏は「家中」について、戦国期に拡大する主従関係を家の擬制で覆ったものと位置づける。また、松浦義則は、こうした擬制的な戦国期の「家中」の成立について、親類や近隣の国人領主を編成したという量的拡大の側面と同時に、家産制から封建制へと表現し、その質的転換を指摘している。しかし、純粋な家長的家産制支配が戦国期の直前までであったわけではなく、すでに戦国期以前からイエ支配は実質的には擬制的なものとなっていたと考えられる。したがって、戦国期における「家中」形成は、単純に純粋な家産制から封建制への転換というよりは、旧来の秩序を大き

く越えて主従関係が拡大したことにともない、秩序の再構築を図ったものと言えよう。

しかし、イエ支配がすでに戦国期以前から擬制的なものになっていたとすれば、戦国期の「家中」を、旧来の「家中」と区別する指標をどのように定めればいだろうか。そもそも「家中」という言葉自体が戦国期になって頻出するようになることを考えれば、その使用自体が指標となり得ると予想されるが、その点を検証する必要がある。

この課題について、拙稿では、大友分国における「家中」の使用について分析した。大友氏発給の感状を中心に分析した結果、大友氏が、その配下に対して「家中」の呼称を用いる領主は、ある程度限定的であることが判明した。そうした領主は大きく二つに区分することができる。一つは豊後国外の自立的な領主で、具体的には、豊前国の佐田、時枝、筑前国の原田、小田部、高橋、筑後国の五条、問註所、麦生、上蒲池、田尻、草野、肥前国の筑紫、龍造寺、肥後国の鹿子木、甲斐、小代、阿蘇の各氏である。もう一つは豊後国内の大友氏の重臣層で、具体的には戸次、一万田、田原宗家、吉弘、斎藤、朽網、田村、武蔵田原、田北、白杵の各氏である。前者の領主の多くは判物を発給しており、自立的な戦国領主とみてよい。後者についても、多くは判物発給をおこなっている。

拙稿ですでに述べたように戸次氏や武蔵田原氏などは、戦国期的な拡大した「家中」を形成していた。また佐田氏なども、かつては宇佐郡一揆として同格だったような領主を被官化していることがわかる。大友氏は原則として、こうした戦国期的な、拡大した家来の組織に対してのみ「家中」の呼称を用いていることが



わかる。同時に、これは先に述べた戦国領主と支城主や重臣層の共通性ということも裏書きしている。

白杵氏は、自身は大夫「家中」に属しているという意識を持つと同時に、自身の家来を「家風」と呼んでいる。「家風」は「家中」とほぼ同義に用いられていると考えられるから、この場合、大夫「家中」の内部に、重層的に「家中」が形成されているということになり、大名「家中」の一元化というのとは逆の方向性である<sup>19)</sup>。

川岡勉氏は、陶、杉、内藤といった大内氏の重臣層の「家中」形成が、大内氏御家人制と衝突すると論じている<sup>20)</sup>。拙稿で述べたように、大名権力は、重臣や支城主に対して、与力への知行給与を推奨するなど、彼らの「家中」形成を促進している側面があるが、同時にこうした重臣層の「家中」形成は、単に大夫「家中」の下に階層的に形成されるというのではなく、衝突の危険性もあつた。大名の直臣であるが、重臣の被官との区別が曖昧な与力の存在に示されるように「家中」の外縁は戦国期にはいまだ流動性を残している点に注意が必要である。

### 三 戦国大名分国における領域秩序形成の過程

前述のような戦国領主と支城主や重臣層との共通性を踏まえて、大名分国における領域秩序の形成過程について考えたい。

従来の戦国大名研究においては、戦国期の、戦国領主の「領」や支城領などの「領」単位の支配は、近世に向けて解消されていくとする傾向が強い。池上裕子氏は、在地領主が衰退している北条分国と、在地領主が強固に存在している毛利分国や上杉分国について、

近世は在地領主が消滅するということから、在地領主の衰退こそが時代の趨勢だとして、北条氏を典型的戦国大名と評価した<sup>21)</sup>。しかし、すでに述べたように、このような近世のあり方をゴールとして、そこから遡及的に戦国大名権力を評価する方法は、戦国大名の近世につながる性質を捨象してしまうという点で問題が多い。北条氏と毛利氏の差異を、近世をゴールとする発展段階の差に置き換えたり、典型と例外としたりするのではなく、それぞれの特質ととらえるべきである。その一方、では北条氏と毛利氏とは異なる権力とすべきなのだろうか。仮に両者をまったく異なる権力と評価するなら、これらと同じ戦国大名として規定することの有効性が失われよう。

以上の問題関心に基つき、拙稿では北条分国の領域秩序の形成過程について論じた<sup>22)</sup>。

北条分国において、永禄二年(一五五九)に作成された『北条氏給人所領役帳』(以下『役帳』)は、「小田原衆」などの「衆」ごとに記載されている。池上裕子氏は、小田原衆については、相模国西郡に所領を持つものが少なく、他地域からの転入や他地域への転出といった知行替えによって在地性を失った状態であり、掌握の最も進んだ状態と考えた。これに対して三浦衆や津久井衆は在地性が強く在地領主層編成の困難さを示すとした。また、江戸衆については、太田大膳亮衆と太田新六郎衆の比較から、太田大膳の方がより掌握が進んだ状態とした。この両者の違いは、在地領主層掌握・編成の進展段階を示すものとした。さらに松山衆は、在地領主を掌握できていないとするが、江戸衆と松山衆の違いは二つの類型ではなく、家臣団編成・土地掌握の進展段階を示すとする<sup>23)</sup>。つまり、こ

れら衆ごとの差異は、北条氏による在地領主掌握の進展段階の遅速として評価されていると言える。また、池上氏は支城制についても、郡代の延長線上にとらえるようとしている<sup>24)</sup>。

一方、近年の研究では、武蔵国、上野国などでは戦国領主が自立性を維持していることが明らかにされている<sup>25)</sup>。したがって、北条分国は池上氏が見通したように、小田原衆や伊豆衆のような状況に均質化するわけではない。

このことは北条分国に、在地領主掌握の進んだ地域と、戦国領主や自立的な支城主の存在する地域という、異なる二つの地域があるということになるのだろうか。言い換えれば、在地領主が衰退した近世的な地域と、毛利分国と同様の中世的な地域が存在することになるのだろうか。しかし、このような論じ方では、戦国大名研究における連続か断絶かという二元論を縮小して、北条分国内に持ち込んだだけになってしまう。したがって、ここでも二元論は一旦宙づりにし、不均質な分国を生み出す戦国期の特質を明らかにする必要がある。

『役帳』では、給人ごとに所領を書き上げているが、多くの場合、所領名の右肩に、その所領が属している地域名が書かれている。これらはほとんどの場合、旧来の郡とは異なる新しい地域秩序である。これらのうち、武蔵国の小机と稲毛に注目する。両者ともかつての小机保や稲毛荘の領域を大きく越えて広がる、戦国期の新しい地域秩序であるが、両者の領域は入り組んでいる。とくに久本は、江戸衆のうち島津衆の島津又次郎の所領では稲毛とされているのに、河越衆の後藤惣次郎の所領では小机とされている。

稲毛の所領は一部を除き、いずれも江戸衆のうち島津衆、太田大膳亮衆、太田新六郎衆に属する給人の所領である。太田新六郎（康資）は、いわゆる江戸太田氏と呼ばれる系統で、独自の「家中」を形成し、判物を発給しており、自立的な戦国領主に近い存在と言える。

太田大膳亮は、源姓の太田新六郎と異なり、三善姓太田氏で、かつては江戸太田氏の同心であった。したがって太田大膳亮衆の稲毛の所領は、もともと江戸太田氏に由来すると思われる。また、島津衆に属する給人の大半は、江戸太田氏の被官や寄子と同族であったり、それらと相給になつてゐる。したがって、島津衆自体が、江戸太田氏から何らかの形で被官と所領が分与されて形成されたと思われる。つまり、島津衆の稲毛の所領ももとは江戸太田氏に由来すると思われる。以上から、『役帳』で稲毛とされている所領は、ほとんどが江戸太田氏に由来する所領である。したがって、小机と稲毛の区分は、北条氏と江戸太田氏の政治的關係に規定されたものであるといえる。

江戸、および小机、稲毛地域の在地領主層に注目すると、江戸では本領を維持していると思われる在地領主が少なくないのに対して、小机では本領とは別の所領を知行していると見られる例が散見され、確かに池上氏の言うような在地領主層掌握に差が見られる。その一方、これらの地域では同じ在地領主の一族が、複数の衆に分かれて所属している例が多い。すなわち同じ一族が、それぞれ北条氏に被官化したり、江戸太田氏に被官化したりと、在地領主の流動化が見られる。

このように旧来の秩序が流動化し、それを擬制的に再編したものが「家中」や「領」であると考えられるが、先ほどの稲毛の例のように、こうした戦国領主な

どによる「領」形成に規定されて、北条分国の地域秩序は形成されたと考えられる。

この点は、在地領主掌握が進んでいるとされる相模国や伊豆国でも同様であり、『役帳』では、相模国は、西郡・中郡・東郡・三浦郡・保内という律令制の郡とは異なる地域区分がなされている。このうち中郡は伊勢宗瑞が、のちに中郡になる地域に所在する三浦氏の岡崎城を攻略した段階で成立したこと森幸夫氏によって明らかにされている<sup>26</sup>。保内や三浦郡も津久井内藤氏、三浦氏という自立的な領主の勢力範囲であり、こうした軍事的・政治的状況に規定されて地域区分が形作られたという点で、稲毛や小机と同様と言える。

これらの諸地域の差異は、在地領主層掌握の進展段階の遅速ではなく、こうした政治的・軍事的情勢に規定された多様性と言うべきであろう。

#### 四 地域秩序の流動化と再構築

以上、見てきたように戦国期には、旧来の地域秩序とは異なる新たな地域枠組みが成立する。これは旧来の秩序の流動化と、その再構築ととらえられるが、「領」などとして再構築された秩序は、政治的・軍事的情勢に規定されているから、いまだ可動的・流動的である。

戦国領主の特徴として判物や印判状の発給が挙げられる。また大友分国の例で見たように「家中」を形成するような支城主、重臣層はやはり判物発給をしている。松浦義則氏は、毛利氏における給所宛行状の成立を、譜代家臣の知行が、毛利氏の家産から相対的に自立してきたことに対応すると指摘した。拙稿ではもう一つの原因として、「家中」や支配領域の拡大にともない、それまで明文化される必要のなかった局所的な

秩序が、必ずしも共有されなくなったため、権利を明文化して示す必要が生じたことを挙げた<sup>27</sup>。

備後国の戦国領主である山内氏が、毛利氏に服属する際、その条件として、山内氏が実効支配をしている備後国信敷について、他の者が権利を主張しても毛利氏がそれを聞き入れないことという一項が入っている。山内氏は不特定の何者かが、信敷に対する権利を毛利氏に主張する可能性を想定しているわけであるが、それは毛利氏が信敷に対して何らかの権限を有しているからではなく、毛利氏がこの地域における最大の実力者であるからである。所領安堵の要求は、卓越した実力者がいれば、当然ながらその実力者のところに集中することになる。そうするとあたかもその実力者が、その領域内での安堵権を有しているかのような状況になる。それが定着すれば、その領域内における権利関係は、その実力者（この場合は毛利氏）の判物によって明示されるという秩序の共有化が進行するだろう<sup>28</sup>。

北条分国の場合も、北条氏の判物が明示する上で最も重要視されたが、『役帳』もこうした権利を明示し、秩序の共有を作り出す上で大きな役割を果たしたと考えられる。『役帳』の作成により、分国中心部において、こうした秩序の共有化が一挙に進んだ点に北条分国の特質があると言えよう。『役帳』の作成を、近世に向けた分国の均質化の進行として位置づけるのではなく、こうした領域秩序の明示・確定の進行と位置づけることができるのではないだろうか。

ただし、戦国期においては、いまだそれは政治的・軍事的状況に左右されるから、完全に固定化はせず、可動性を残している。北条分国においても、とくに『役

帳』記載の領域の外では変更可能性が残る。こうした不均質で未制度的な状況こそ、戦国期の権力構造の特質と言えよう。

註

- (1) 池享「大名領国制研究の視角」(『大名領国制の研究』、校倉書房、一九九五年)。
- (2) 拙稿「戦国期大名権力研究の視角」(『戦国大名権力構造の研究』、思文閣出版、二〇一二年、初出「戦国大名研究の視角——国衆「家中」の検討から——」、『新しい歴史学のために』二四一号、二〇〇一年)。
- (3) 樋口大祐氏は、花田清輝の「転形期」の語を用いて、戦国期を「現在の偶然性」の一点において、「過去の必然性」と「未来の可能性」がせめぎあう、非決定状況と位置づけている(「はじめに」、『乱世』のエクリチュール 転形期の人と文化』、森話社、二〇〇九年)。近世の結果を必然とし、そこから遡及的に戦国期を見るのではない、こうした視点で、戦国期研究には必要なのではないだろうか。
- (4) 前掲註(2) 拙著、拙著『戦国大名論 暴力と法と権力』(講談社、二〇一五年)。
- (5) 黒田基樹「あとがき」(『戦国大名北条氏の領国支配』、岩田書院、一九九五年)。
- (6) 市村高男「戦国期の地域権力と「国家」・「日本国」」(『日本史研究』五一九号、二〇〇五年)。
- (7) 黒田基樹「津久井内藤氏の考察」(『戦国大名領国の支配構造』、岩田書院、一九九七年)、「江戸太田康資の考察」(同上書、初出「江戸太田康資の政治的位置」、『いたばし区史研究』五号、一九九六年)。
- (8) 木村忠夫「田原親資考——戦国大名大友氏の支配制度の一考察——」(八木直樹編『豊後大友氏』、戎光祥出版、二〇一四年、初出『歴史論』三号、一九六五年)。
- (9) 拙稿「戦国大名分国における領主層の編成原理をめぐって」(『市大日本史』一七号、二〇一四年)。
- (10) 拙稿「毛利氏の「戦国領主」編成とその「家中」」(前掲

- (11) 註1 拙著、初出『ヒストリア』一九三号、二〇〇五年)。  
永原慶二「大名領国制の史的的位置」(永原慶二編『戦国大名論集1 戦国大名の研究』、吉川弘文館、一九八三年、初出『歴史評論』三〇〇号、一九七五年)。
- (12) 前掲註(9) 拙稿。
- (13) 前掲註(10) 拙稿。
- (14) 勝俣鎮夫「戦国法」(『戦国法成立史論』、東京大学出版会、一九七九年、初出「岩波講座日本歴史 第8巻 中世4」、岩波書店、一九七六年)。
- (15) 松浦義則「戦国期毛利「家中」の成立」(拙編『論集戦国大名と国衆17 安芸毛利氏』、岩田書院、二〇一五年、初出、広島史学研究会編『史学研究五十周年記念論叢 日本編』、福武書店、一九八〇年)。
- (16) 村井良介「戦国期における「家中」の形成と認識——大友分国を事例に——」(『歴史評論』八〇三号、二〇一七年)。
- (17) 前掲註(9) 拙稿。
- (18) 前掲註(16) 拙稿。
- (19) 前掲註(16) 拙稿。
- (20) 川岡勉「大内氏の知行制と御家人制」(『室町幕府と守護権力』、吉川弘文館、二〇〇二年、初出『日本史研究』二五四号、一九八三年)。
- (21) 池上裕子「戦国時代の位置づけをめぐって」(『戦国時代社会構造の研究』、校倉書房、一九九九年)。
- (22) 拙稿「戦国大名分国における領域秩序形成の過程——北条分国を例として——」(『洛北史学』一八号、二〇一六年)。
- (23) 池上裕子「戦国大名領国における所領および家臣団編成の展開——後北条領国の場合——」(前掲註21著書、初出「戦国大名領国における所領および家臣団編成の展開——後北条領国の場合——」、永原慶二編『戦国期の権力と社会』、東京大学出版会、一九七六年)。
- (24) 池上裕子「北条領の公事について」(前掲註21著書、初出「後北条領の公事について」、『歴史学研究』五二三号、一九八三年)。
- (25) 市村高男「武蔵成田氏の発展と北条氏」(『戦国期東国の都市と権力』、思文閣出版、一九九四年、初出「鷲宮町史

通史上巻』、鷲宮町、一九八六年)、黒田基樹『戦国大名と外様国衆』(文献出版、一九九七年、増補改訂版、戎光祥出版、二〇一五年)など。

- (26) 森幸夫「相模国西郡・東郡について」(『小田原北条氏権力の諸相——その政治的断面——』、日本史料研究会、二〇一二年、初出『日本歴史』六六八号、二〇〇四年)など。
- (27) 拙稿「毛利分国における「戦国領主」の文書発給をめぐって」(天野忠幸・片山正彦・古野貢・渡邊大門編『戦国・織豊期の西国社会』、日本史料研究会、二〇一二年)。
- (28) 前掲註(4) 拙著。



## 二 未公表の研究成果

ここではいまだ著書や論文の形で公表していない本研究の成果の一部について、補論としてまとめる。

### 補論一 毛利分国における「洞」について

はじめに

戦国期、領主の配下の集団を指して「洞」という言葉が使用されている。とくに北関東から東北の領主に顕著である。『日葡辞書』は「ある家中の家族や一族のもの、および、家来<sup>1)</sup>」としており、イエ支配と何らかの関係があり、「家中」に近い言葉と考えられる。市村高男氏は洞の語義・語源について、「同じ家に属する人々」という強い「仲間」意識・観念に基づいて包括した人間集団の意味に解釈されていた<sup>2)</sup>としている。

その上で、市村氏は東国で見られる洞について検討し、洞を大名レベルの「洞」、国人レベルの『洞』、小規模国人・土豪レベルの「洞」という三つのレベルに分け、上位の洞が下位の洞を包摂するとした。そして佐竹氏の「洞」について、主要な部分は一家一門を中

心とする血縁または擬制的血縁関係によって結ばれた人々であるが、非血縁者も「門葉」と同列の待遇を与えることによつて、観念上の族縁者として「洞」内に包摂したとし、「洞」の族縁的性格を抽象化・擬制化していると評価した。市村氏は、こうした佐竹氏のような、複数の国人レベルの『洞』を統合した地域権力の「洞」は、もはや族縁集団としての郷・村レベルの「洞」と異なり、分国に対置しうるような抽象的な概念であると述べ、この分国に対置しうる「洞」は、「個別領主の私的「家」や「家中」と同一レベルで把握しうるものではなく、むしろ「家」や「家中」の連合体の上に存立する「公共」的または「公」的性格を有する概念<sup>3)</sup>であると位置づけ、ただし民衆まで包摂していない点で、北条氏の「国家」とは相違するとした。

このように市村氏は、擬制的に拡大した大名レベル

の「洞」は、「家中」とは同一レベルにないとしているが、「家中」も、従来の研究において「個別領主の私的「家」を越えた擬制的なものであるとされている。勝俣鎮夫氏は、国人領主小早川弘景の置文制定の目的を、「家中の拡大にともない極めて複雑な性格を示す家臣の資格決定を基本とするが、それは、不安定な主従関係を家の擬制につつまこんで、「家中」として確定し、身分秩序をおして主人の成敗権を浸透させることにあつた」とした上で、「戦国大名の家臣団組織もこの国人領主の家中の拡大したもので、その家臣の構成の複雑さ、量的拡大にともなつて、その統制手段は複雑ならざるをえないが、原理的には主従関係を家中に包摂し、そこに機能する主人の家成敗権を基軸に家臣を統制していく点で同じ」としている<sup>3)</sup>。勝俣氏が、戦国大名の「家中成敗権」の確立の延長線上に、

大名の家と分国を一体化した支配理念であるところの「国家」が成立すると見通していることも踏まえれば、「家中」と「洞」の関係はさらに検討が必要であろう。「洞」については主に東国の事例で検討され、西国の事例についてはこれまであまり分析がされていない。先の市村氏の見解を受け、池享氏は毛利分国について次のように述べている。<sup>4)</sup>

「家中」が毛利氏の「家」に結集した擬制的族縁集団であるとする、同じように戦国期特有の擬制的族縁結合原理として、寄親寄子制（毛利領国では「所衆」）がある。また、近年では「洞」という結合形態が、同様の原理に基づきつつ「家中」よりも広い範囲の領主階級を結集するものとして注目されている。この「洞」が、実は毛利領国にも存在する。すでに永正一〇年（一五一三）にその語が見られるが、そこでは「当御洞」と「御当家」が区別されて使われている。さらに、「家中」成立後でも「洞他家分国を治保」つという文脈で使われている。こうした「所衆や「洞」の編成原理は、「家中」のそれとはいかに重なり、また相違しているのだろうか。

このように池氏は、毛利分国にも「洞」が存在していることを指摘しているが、「家中」との関係については本格的分析に踏み込まず、結論を留保している。また、菊池浩幸氏は、地域領主（本稿でいう戦国領主）の「家中」の成立を論じるなかで、出雲多胡氏の「多胡辰敬家訓」に見える「ウツロ」をとりあげ、イエ構成員として百姓まで含むものと評価した。<sup>5)</sup> 明示的な言及はないが、基本的に洞と「家中」は同等のものとして扱われていると言えよう。また、市村氏が佐竹氏の

「洞」が民衆を包摂していないとしたのに対し、菊池氏はこの「ウツロ」は理念的には百姓まで含んでいるとしている。

このように、洞と「家中」の関係はまだまだ十分に議論が尽くされているとは言えない。注意すべきは、洞という語が史料上に現れる際、常に厳密な定義で、また一貫した整合的な意味で使用されているとは限らないということである。<sup>6)</sup> このことも念頭に置きつつ、以下では毛利分国の洞の用例について分析し、西国と東国の異同も含めて考察をおこないたい。なお、以下で洞の語にカギ括弧を付けた場合でも、市村氏という大名レベルの「洞」を示すものではない。市村氏が示した洞の三つのレベルを括弧を用いて示す際は、その都度ことわる。

#### 一 毛利分国における洞の用例

表1は毛利分国における洞の使用例を集めたものである。ただし、のちに毛利分国に含まれる地域の、毛利分国になる以前の事例も含んでいる（したがって事実上、中国地方における使用例である）。以下、洞の使用例は表中の番号を用いて丸数字で示す。

これらの用例から洞を持つている領主を見ていくと、①では志芳東天野氏、志芳堀天野氏、毛利氏、平賀氏、竹原小早川氏、阿曾沼氏、高橋氏、野間氏、吉川氏、②⑦⑧⑩⑭⑰⑱⑳では毛利氏、③では武田氏、④では多胡氏、⑤⑥では益田氏、⑨では小早川氏、⑮では草薨氏、⑯では武田氏、阿曾沼氏、熊谷氏、⑰では吉川氏である。多胡氏は出雲国、益田氏は石見国、草薨氏は美作国の領主で、それ以外はすべて安芸国の領主である。<sup>7)</sup> これらはおおむね独自の「家中」を持つ

戦国領主層であり、ここでの「洞」はいずれも「当家」や「家中」などの語に置き換えても文脈的には通じる。したがって、毛利氏についてひとまず判断を留保すれば、それ以外は市村氏という国人レベルの「洞」に近いと考えられる。毛利氏の例も、毛利氏が戦国大名化する以前の①②は、市村氏という『洞』に近いと考えたいだろう。なお、市村氏がいう土豪層の「洞」の例は見られない。

次に毛利氏（元就・隆元・輝元）の文書中に見える洞の使用例（②、⑦⑭⑰⑱⑳）について検討する。

これらの使用例の多くは、「洞他家之弓矢」（⑦）、「洞他家分国を治保」（⑧）、「洞他家共人数あるましく候〜」（⑭）、「此分をうつる、他家、備後、安芸共、被仰」（⑱）というように、「他家」と対置して使用している。全国の洞の用例について検討した佐藤博信氏は、「洞」は「其外」「他家」「他所」などと区分されるものとしているが、それを裏書きするものと言える。<sup>8)</sup>

逆に毛利氏による「他家」の用例をしてみる。表2は「毛利家文書」に見える「他家」の使用例を集めたものである。これらの用例では「他家」に對置される言葉として、「家中」や「家来」、「自家」などが見えるが、「洞」が五例で最多である。すなわち、「洞」は「他家」との結びつきが強い言葉だと言えよう。

毛利元就は書状の中で「小早河にて候、吉川にて候との家をよく持にせ候て、福貴榮花候而も、毛利と申者おろかに候者、一かう他家の榮花ハ不入物と可存事まてにて候」と述べているから、小早川家や吉川家は「他家」と意識されている。だとすれば、小早川氏や吉川氏の洞は、明らかに毛利氏の洞の外側にあることになり、市村氏が論じた佐竹氏の事例のように、洞は

表1 毛利分国「洞」用例

| No. | 典拠                         | 年代      | 史料名  | 宛所   | 洞用例   |
|-----|----------------------------|---------|--|--|---|
| 1   | 『山口県史3』山口県文書館蔵右田毛利家文書17    | 永正9年    | 安芸国衆連署契状(天野興次・天野元貞・毛利興元・平賀弘保・小早川弘平・阿曾沼弘秀・高橋元光・野間興勝・吉川元経) |  | 此衆中親類被官已下、或輕主人、或蒙勘氣、他出之時、於申合洞、不可有許容候  |
| 2   | 『山口県史2』毛利博物館蔵毛利家旧蔵文書志道家文書2 | 永正10年   | 毛利元就起請文  | 志道広良   | 於 <b>当御洞</b> 、拙者若氣にて何方へも自然無理を申候する時者、預御異見候へく候、(中略)御当家之趣、可然御座候様ニ申合、興元様へ無別義奉公忠節いたし、御奉公可被召候   |
| 3   | 毛利家文書1483                  | (天文9年)  | 某和重書状  | 戸坂   | 光和数年就所勞ニ不限御貴所へ存分まかせ候て、 <b>洞</b> 之儀茂何方も無是非次第候  |
| 4   | 『出雲尼子史料集』710               | 年未詳     | 多胡辰敬家訓写  |  | 何かシ殿家ト其 <b>ウツロ</b> ヲイフ事、作タル家ノコトシ、主人ハヤ子ノ心也、親類ハケタハリノ心也、ヲトナ代官ナトハ柱ノ心也、ソウシヤ取ツキヲシ、面ニ立テマハル物ハ面ノ戸ノ心也、ウチタタニテハシリマハル者ハ内ノ戸ノ心也、ハシリマハラ子トモアル物ハコミカキノ心也、百姓ハ豊敷板ノ心也、イツレカケテカ其家スナヲナラン |
| 5   | 閩148・下瀬七兵衛6                | (天文23年) | 寺戸兼勝書状写  | 水津与四郎・藤四郎・五郎左衛門、頼明内おか小二郎・町の小四郎・弘中弥四郎、野口御さふらい衆・御中間衆 | いづれもそれかしならて、 <b>藤かぬうつろ</b> のきハ申と、のへましく候之間、心もちかんやうに候々々   |
| 6   | 閩148・下瀬七兵衛7                | (天文23年) | 益田藤兼書状写  | 新城衆中   | 芸州表之儀、三吉・小早川・ <b>洞</b> ・熊害令同意之由候間、毛利方大儀眼前候  |
| 7   | 毛利家文書405                   | (弘治3年)  | 毛利元就書状   | 毛利隆元・吉川元春・小早川隆景                                    | 元就事、廿之年、興元はなれ申候、至当年之于今迄、四十余ヶ年候、其内大浪小浪、 <b>洞</b> 他家之弓矢、いかかりの伝変ニ候哉、然処、元就一人すへりぬけ候て、如此之儀、不思議不能申候  |
| 8   | 毛利家文書656                   | (弘治3年)  | 毛利隆元覚書   |  | 元就隆元一心ニ覚悟仕候て、不成迄も、 <b>洞</b> 他家分国を治保■候て可見候事  |
| 9   | 毛利家文書545                   | 年未詳     | 毛利元就書状   | 小早川隆景  | 兄弟間少も隔心かましく候ハ、当座ハ内衆なと結句可然様ニ可申候、さ様ニ取成すへく候へとも、次第々々に追御方之 <b>御洞</b> 之衆も、隆元家来衆事者不能申、吉川内衆も、もちへうすく成行可申候々々、兄弟三人、完、皆々深重ニ候者、於何事も異儀忍申ましく候々々                                |
| 10  | 毛利家文書652                   | 年未詳     | 毛利隆元覚書   |  | 此方 <b>洞</b> 之者、隆景・元春へ契約仕候事ハ、可然儀候、余人ハ不可然事候間、兩人ハくるしからす  |
| 11  | 毛利家文書409                   | (永禄元年)  | 毛利元就書状写  | (毛利隆元)   | 某元奉行衆と申候ても、 <b>うつろ</b> の万調等之用ニ立候ハん事ハ、さのみ々々兩人ニハまじ候ましく候間、何篇可然可被仰付候と存候 / 如此成立候も、世上ニハ隆元粉骨共申ましく候、又 <b>うつろ</b> の衆の粉骨共申間敷候、只々元就の粉骨と計可申懸候                               |
| 12  | 毛利家文書429                   | (永禄元年)  | 毛利元就書状   | 毛利隆元   | <b>洞</b> などの事、諸人之心持、何共不見候、然間、去春不審に存計候々々、(中略)わるく成行候ハん時者、當時者誰もたのまれす候、た々々隆景・元春、御方同前之儀たるへきまてにて候   |
| 13  | 毛利家文書701                   | (永禄元年)  | 毛利隆元書状   | 桂元忠  | 世上之趣、 <b>うつろ</b> の喧嘩以下、只事ならざる仕合迄候、不及是非候、昨日御返書ニ如御意、東西弓矢之趣ニ、 <b>うつろ</b> のせ、り公事等、彼是さし合候事、せうし千万之儀迄候   |
| 14  | 毛利家文書431                   | 年未詳     | 毛利元就書状   | (毛利隆元)   | 此度之儀、関某元之長在陣にて候間、 <b>洞</b> 他家共人数あるましく候々々 / 此分を <b>うつろ</b> 、他家、備後、安芸共、被仰(後欠)   |
| 15  | 『山口県史3』萩市郷土博物館蔵湯浅家文書72     | (天正7年)  | 小早川隆景書状写   | 湯浅元宗   | 先度草刈別心之通申入候、然処於于今者更覚悟相違之儀者有間敷之由申候、彼家来黒岩土佐守祝山取退之儀者、 <b>洞</b> 中就申分ニ如此候条、任指南可返置之通申候間、則蔵田与三右衛門尉・井上孫兵衛尉指取出取操半候   |
| 16  | 『広島県史III』                  | (天正8年)  | 房顕覚書   |  | 武田光和ハ去年之六月ニ病死タリト云へ共、 <b>洞</b> ノ賀川、早川、内藤、内藤、返見、親流ノ伴、其外被官ノ者共金山ヲ持黒免在城ナルノ間 / 隆兼ノ頭ヲハ <b>浅沼洞</b> へ取、息源太郎首をハ <b>熊谷洞</b> へ取ナリ   |
| 17  | 『山口県史2』吉川史料館蔵二宮家文書4        | 年未詳     | 毛利輝元書状   | (二宮就辰)   | <b>洞</b> 之儀明日可申置候   |
| 18  | 『山口県史2』吉川史料館蔵二宮家文書5        | 年未詳     | 毛利輝元書状   | 二宮就辰   | 新庄之返事も不可有与儀候、弟之源七所へ尋可遣候、又彼 <b>洞</b> 之儀ハいか、候ハん哉、是も可申候、とかく又春も今明ニ着之由候条、又可逐面談候  |
| 19  | 毛利家文書1157                  | (慶長18年) | 毛利宗瑞書状案  | 毛利秀元・福原広俊  | 前後分別もなきあさはか者か申候て、身之ほとをも不顧、似せ候者、他家 <b>洞</b> 共ニ嘲に可申候、不及沙汰候、只々世上ハとも候へ、先祖以来分国之ならいニ身持候者可然哉と存候  |
| 20  | 毛利家文書1188                  | (元和2年)  | 毛利宗瑞書状案  | (毛利秀元)   | 世上之、他家 <b>洞</b> 共ニあやうき時節候、縁なと兼日定候ハても不候候、お姫事、其身少気根候て、以外之氣もちかく候間、他国など申談事、其遠慮多候  |

※毛利分国になる以前も含む。『大日本古文書 家わけ第八 毛利家文書』『同 家わけ第九 吉川家文書』『同 家わけ第十一 小早川家文書』『同 家わけ第十四 熊谷家文書・三浦家文書・平賀家文書』『同 家わけ第十五 山内首藤家文書』『同 家わけ第二十二 益田家文書』『萩藩閩閩録』『広島県史 古代中世資料編』『山口県史 史料編中世』『新修島根県史 史料編1 古代・中世』『新島取県史資料編古代中世1 古文書編』『岡山県古文書集』『黄蘗古簡集』『出雲尼子史料集』を検索。

| 毛利家文書 | 年代      | 史料名           | 他家用例       | 他家と対になる言葉 |
|-------|---------|---------------|------------|-----------|
| 396   | 享祿5年    | 毛利家来三十二名連署起請文 | 他家他門       | 傍輩間       |
| 405   | (弘治3年)  | 毛利元就書状        | 他家         | 洞         |
| 406   | (弘治3年)  | 毛利元就書状        | 他家他国       | 国中        |
| 656   | (弘治3年)  | 毛利隆元覚書        | 他家         | 洞         |
| 431   | (永祿4年)  | 毛利元就書状        | 他家         | 洞         |
| 412   | 年未詳     | 毛利元就覚書        | 他家他方       | 家中        |
| 539   | 年未詳     | 毛利元就書状        | 他家(小早川・吉川) | 毛利        |
| 542   | 年未詳     | 毛利隆元書状        | 他家         | 家来        |
| 640   | 年未詳     | 毛利元就書状        | 他家         | 家中        |
| 1388  | 文祿5年    | 福原広俊等四名連署法度   | 他家         | 自家        |
| 1455  | 慶長10年   | 毛利宗瑞法度        | 他家         |           |
| 1457  | 慶長12年   | 毛利宗瑞法度        | 他家         |           |
| 1157  | (慶長18年) | 毛利宗瑞書状案       | 他家         | 洞         |
| 392   | (慶長19年) | 勤修寺家家司井家豊家書状写 | 他家         |           |
| 1188  | (元和2年)  | 毛利宗瑞書状案       | 他家         | 洞         |

表2 「毛利家文書」に見える「他家」用例

重層していない。毛利分国において、戦国領主の「家中」は毛利「家中」の包摂されず、並立していることと基本的には同様である。<sup>⑨</sup>には「御方之御洞之衆も、隆元家来衆事者不能申、吉川内衆も」という表現が見える。ここでは小早川氏(元春)の「洞之衆」と、毛利氏の「家来衆」、吉川氏の「内衆」が並列されている。これらは単に修辭上の言い換えにすぎないから、基本的に「洞之衆」≠「家来衆」≠「内衆」ということになろう。したがって、これはやはり

毛利氏や戦国領主の洞は重層しているのではなく、並立していることを示している。

以上の検討から、毛利分国における洞は、「家中」とほぼ同様の用法であり、分国に對置しうるような意味の用例はなく、洞の重層性も見られない。

## 二 毛利氏の洞と「家中」

毛利分国における洞は、「家中」とほぼ同様の用法であると述べたが、両者はまったく同じもの言い換えにすぎないのだろうか。毛利分国において、洞の用例は、「家中」に比べればきわめて少ないが、仮に「家中」とまったく同じ意味だとすれば、なぜあえて「洞」の語を使用するのであろうか。両者はほぼ同じだとしてもニュアンスの違いがあり、使用者の意識の違いがあるということはないだろうか。

この点で注意されるのは、毛利氏が「洞」の語を使っている時期が比較的限定的であるということである。毛利氏(元就・隆元・輝元)による洞の使用例一三例(②、⑦、⑭、⑰、⑳)のうち八例が、弘治三年(一五五七)から永祿四年(一五六二)、とくに永祿元年頃までに集中している。弘治三年といえは、毛利氏が大内氏を滅ぼし、防長征服を終えた年である。すなわち、洞の使用は防長征服直後に集中している。

弘治三年一二月、毛利家来二四一名が毛利氏に対して起請文を提出している。<sup>⑩</sup>これは、同年三月に大内義長が自害し、毛利勢はいったん帰国するが、一月に大内氏旧臣の一揆が蜂起したため、再び周防国富田へ出陣したときのものであり、起請文に連署しているのは、このとき出陣していた家来だけであるから、毛利「家中」の全容を示すものではないことがすでに指摘

されている。<sup>⑪</sup>

天文一九年(一五五〇)の毛利家来二三八名連署起請文は、毛利氏による井上一族肅清を受けて提出されたものであるから、これは毛利「家中」の全体に近いと考えられるが、防長征服を終えた弘治三年時点の「家中」は、ここから変化しているのだろうか。

弘治三年起請文の署判者と、天文一九年起請文の署判者、および天文二二年頃に作成されたと考えられる具足注文・騎馬衆以下注文の人名の姓を比較すると、弘治三年起請文にのみ見える姓は次の三四氏である。

阿野・安倍・池上・石井・市来・伊藤・宇多田・大多和・大林・景山・片岡・片山・蔵田・劍持・己斐・末近・菅田・世良・田坂・伊達・田辺・田原・時沢・中伏・永光・野村・土倉・福田・藤神・毛利・持田・山村・行友・吉末

このうち傍線を引いた一七氏は、安芸国衆や、備後山内氏の家来に同姓の者が見える。長谷川博史氏は志芳堀天野氏の「家中」について、「大内氏・毛利氏などの介入による新規家臣化と同時に、中小規模の領主層間において自生的に取り結ばれる関係に基づく家臣化が、かなり一般的に存在したのではないか」と推測しているが、これを踏まえれば、これら一七氏は安芸や備後の出身者である可能性が高いと思われる。また、以上の一七氏以外でも劍持氏は、防長征服以前からの毛利家来であることがわかる。<sup>⑫</sup>

毛利氏は防長征服の過程で、多くの大内氏配下の領主を、自身の配下に取り込んだはずである。そのなかには長門守護代家の内藤氏などのように、判物を発給する戦国領主もおり、これらは毛利「家中」に包摂されることはなかったと考えられるが、そうした有力な



領主ではない、他の多数の大内氏旧臣はどうなったのであろうか。前述の弘治三年起請文の分析結果からすれば、大内氏の旧臣がこの起請文に連署している例はないか、あってもごく少数と見てよいだろう。つまり、この防長征服直後の時点で、大内氏旧臣は毛利「家中」には——少なくとも書札礼や正月儀礼への参列のあり方で明確に区別されるような狭義の「家中」<sup>16)</sup>には——編成されていないのではないだろうか。大内氏旧臣の一揆を相手とするこの出兵に、同じ大内氏の旧臣は動員されていなかったとも考えられるが、もしそうだとしても、それ自体、毛利「家中」との差を示していよう。

和田秀作氏によれば、大内氏旧臣の大庭賢兼は、毛利氏の山口奉行衆として活動しているが、隠居元就の直臣になっており、毛利本宗家の家来とはなっていない<sup>17)</sup>。したがって、防長征服直後の毛利氏は、自身の「家中」でもなく、一方、独自の「家中」を持つ戦国領主(他家)でもない領主を大量に配下に置くという、毛利氏自身は今まで経験したことのない事態に直面していたのではないだろうか。

そして、この時期に洞の用例が集中していることは、それと関係があるのではないか。すなわち、あえて「当家」や「家中」ではなく「洞」の語が選択されるのは、「他家」ではないが、「家中」とするの違和感がある配下の領主が多数存在しているためではないだろうか。だとすれば、毛利分国における洞は、「家中」とそれほど異なるわけではないが、漠然とより広い範囲を指すニュアンスを込めて使用されいるとも考えられる。しかし、それはあくまで、「家中」／非「家中」のグレーゾーンまで(すなわち広義の「家中」)で

あつて、「他家」である戦国領主とその「家中」は含まれていない。その意味で、毛利分国では、「洞」は、分国に對置されるような意味で用いられてはいないと言える。

おわりに

以上、毛利分国における「洞」について検討してきた。もちろん、東国と西国で用法に違いがあつても不思議ではないから、東国では洞に分国に對置される意味が込められる場合があり、したがつて洞の重層性が見られる。毛利分国では洞にそのような意味が込められることがないため重層性も見られないということであるかもしれない。しかし、これは単に語の意味や用法の問題であらうか。ここでは、この問題について本格的に追究する用意はないが、課題だけ整理しておくたい。

拙稿で指摘したように、大友氏の場合、重臣層に「家中」形成が見られた。このうちたとえば臼杵氏は、自身は大友「家中」に属しているという意識を持つている一方、自身の配下を「家風」と呼んでいる。「家風」は「家中」とほぼ同義であると考えられるから、この場合、大友「家中」と臼杵「家中」が重層していることになる<sup>18)</sup>。

大友氏ではこうした「家中」を持ち、判物を発給するような重臣層(臼杵氏、戸次氏、武蔵田原氏など)が、大友氏の奉書の奉者になる事例が多く見受けられる。越後上杉氏、赤松氏、畠山氏などでも、判物発給者が、大名の奉書の奉者にもなるということが指摘されている<sup>19)</sup>。守護代クラスの重臣が「家中」を形成し、判物を発給する大内氏も同様であらう<sup>20)</sup>。

一方、毛利氏ではこうした例は少なく、毛利一門で、判物を発給する戦国領主でもある吉川元春や小早川隆景が、毛利氏の意を受けた文書を出すことはあるが、おそらくそれは毛利一門としての地位によるものであつて、これを除けば、少なくとも整備された制度的なものとして、そのような文書発給体制はない。この点、北条分国でも、北条氏照、同氏邦、同氏規、同氏繁といった、判物や印判状を発給する北条一門が、北条氏の印判状の奉者になるケースはあるが、やはり毛利氏の場合に近いのではないか。

判物発給者が奉書の奉者になることが、ただちに「家中」の重層性を示すわけではないが、これは東国と西国の差異ではなく、権力形成の歴史的経路の差異だと推測される<sup>21)</sup>。

久留島典子氏は「家中」↓戦国大名↓天下統一という運動方向があったとしたが、むしろ大名権力によって、戦国期に「家中」の重層性が形成されていく過程があるのだとすれば、単純に戦国期をより大きな「家中」への統合に向かう一貫した過程だとは言えないだろう。

問題は単に歴史的経路によつて多様なあり方があるというだけではなく、そうした多様性を生み出すメカニズムの解明こそが、戦国期の特質を考える上で、重要な課題となるだろう。

註

(1) 土井忠夫・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』(岩波書店、一九八〇年)。

(2) 市村高男「戦国期における東国領主の結合形態」(『戦国期東国の都市と権力』、思文閣出版、一九九四年、初出



「戦国期東国における在地領主の結合形態」、『歴史学研究』四九九号、一九八一年。以下、とくにことわらない限り市村氏の議論はこの論文による。

(3) 勝俣鎮夫「戦国法」(『戦国法成立史論』、東京大学出版会、一九七九年、初出『岩波講座日本歴史 第8巻 中世4』、岩波書店、一九七六年)。

(4) 池享「戦国大名権力構造論の問題点」(『大名領国制の研究』、校倉書房、一九九五年、初出『大月短大論集』一四号、一九八三年)。

(5) 菊池浩幸「室町・戦国期在地領主のイエと地域社会・国家」(『歴史学研究』八三三号、二〇〇七年)。

(6) 市村高男氏は「彼(結城政勝——引用者註)の念頭には、この「分国」に匹敵する「洞」と、結城氏のみ「家中」に近似した「洞」とが、二重映しになって描かれていたように思われる」としている(『戦国期下総結城氏存在形態』、前掲註2著書、初出、地方史研究協議会編『茨城県の思想・文化の歴史的基盤』、雄山閣、一九七八年)。だとするならば、東国の場合でも「洞」の指す範囲を厳密に、あるいは明確に意識して使用されていたとはいいたい。

(7) なお、大内氏の配下の飯田長秀が杉民(杉民部大輔)に宛てた書状にも「洞中」の語が見えるが(『大分県史料 第八巻』「広崎文書第二巻」一八)、九州の事例と考えられるのでここでは挙げなかった。この洞は大内氏の洞を指すか、あるいは杉民部大輔の洞の可能性もある。

(8) 佐藤博信「戦国期の側面——洞について——」(『かみくひむし』九号、一九七三年)。

(9) 『大日本古文書 家わけ第八 毛利家文書』(以下、毛利家文書)五三九。

(10) 毛利家文書四〇二。

(11) 菊池浩幸「戦国期「家中」の歴史的性格——毛利氏を事例に——」(村井良介編『論集戦国大名と国衆17 安芸毛利氏』、岩田書院、二〇一五年、初出『歴史学研究』七四八号、二〇〇一年)、長谷川博史「國人一揆と大名家中」(『岩波講座日本歴史 第九巻 中世4』、岩波書店、二〇一五年)。

(12) 毛利家文書四〇一。

(13) 毛利家文書六二三、六二八。

(14) 長谷川博史「安芸国衆保利氏と毛利氏」(『内海文化研究紀要』二五号、一九九七年)。

(15) 『山口県史 史料編 中世2』「剣持家文書」一。

(16) 狭義の「家中」と広義の「家中」については、拙稿「戦国大名分国における領主層の編成原理をめぐって」(『市大日本史』一七号、二〇一四年)を参照。

(17) 和田秀作「毛利氏の領国支配機構と大内氏旧臣大庭賢兼」(前掲註11論集、初出『山口県地方史研究』六四号、一九九〇年)。

(18) 拙稿「戦国期における「家中」の形成と認識——大友分国を事例に——」(『歴史評論』八〇三号、二〇一七年)。

(19) 矢田俊文「戦国期守護家・守護代家奉書と署判者」(矢田俊文編『戦国期の権力と文書』、高志書院、二〇〇四年)。

(20) 川岡勉「大内氏の知行制と御家人制」(『室町幕府と守護権力』、吉川弘文館、二〇〇二年、初出『日本史研究』二五四号、一九八三年)。

(21) なお、毛利氏の場合、隠居元就直轄領である佐東領に編成された佐東衆など、元就直臣は、毛利本宗家の家臣団とは区別される元就独自の家臣団であるとされており、「家中」内「家中」と言えるかもしれない。佐東領については、岸田裕之「毛利元就直轄領佐東の研究」(『大名領国の経済構造』、岩波書店、二〇〇一年)を参照。北条氏では、判物や印判状を発給する領主である相模国の津久井内藤氏が北条氏の「家風」に属しているが、黒田基樹氏はこうした「他国衆」の譜代化は例外的なものとしている(『戦国期外様国衆論』、『戦国大名と外様国衆』、文献出版、一九九七年、増補改訂版、戎光祥出版、二〇一五年)。また、戦国領主の「家中」について見ると、多賀山氏は、備後山内氏の「御老中」であるが、自身も判物を発給する戦国領主であると考えられる(拙稿「毛利氏の「戦国領主」編成とその「家中」」、『戦国大名権力構造の研究』、思文閣出版、二〇一二年、初出『ヒストリア』一九三号、二〇〇五年)。多賀山氏が山内氏の狭義の「家中」に属しているとは断定できないが、もし仮にそうだとすれば、「家中」が重層している可能性もある。

以上の例が例外的なものであるかどうかは、なお検討が必要である。

(22) 久留島典子『日本の歴史13 一揆と戦国大名』(講談社、二〇〇一年)、二二七頁。

# 補論一 戦国領主の概念規定をめぐる

一九八〇年代以降、本格的に研究が進んだ戦国領主（国衆）について、それがどのような存在形態であるかという点に関しては、大筋では（あるいは漠然とは）、独自の「家中」と「領」を持ち、判物や印判状を発給してそれらを支配する、およそ郡程度の規模を支配する自立的な領主ということで了解されていると思われる（以下、このような領主を指す際に、便宜的に「家中」と「領」を持つ自立的な領主」というように、省略して表現する場面があるが、他の要素を捨象しているわけではない）。しかしながら、厳密に規定がなされているわけではないし、論者によって適用対象に差異もあるように見受けられる。

ただ、あまり厳密に定義しても、結局、現実の存在にそぐわないことも多いと思われるし、何をもって戦国領主（国衆）と規定することが有効なのかは、何を解決しようとするのかという課題にもよるであろうから、完全な見解の統一を追求するのも、あまり意味があるとは思われない。しかし、曖昧なまま議論することで無用の混乱が生じることを避けるために、戦国領主（国衆）概念を用いる意義を踏まえて、誤解を生まない程度には整理しておく必要もあるだろう。本稿の目的は、戦国領主の定義を決定することではなく、概念規定をめぐる諸問題を考察し、整理することである。

## 一 用語について

こうした「家中」と「領」を持つ戦国期の自立的な領主層については、戦国領主、国衆のほか、地域的領主、地域領主、有力国人、戦国郡大名などの用語が提起されている<sup>①</sup>。これらの語で指示されている対象にあまり大きな違いはなく、またどの語を用いるかによって、たとえば階級的性格が違ってくるといったような重大な差異があるわけでもない。よって、どの用語を使うかは、それほど重要な問題ではないと思われるが、多少、以下で考察する概念規定の問題と関わる点もあるので、まずこの用語の問題にふれておきたい。

このような「家中」と「領」を持つ自立的な領主が注目されたのは、その「家中」や「領」の形成が戦国期に特徴的な現象であり、したがってこのような領主が戦国期に固有の存在であるからだろう（こうした領主は近世初期にはまだ存在するから、必ずしも戦国期に限定できるわけではないが、この点は後述する）。この点から考えれば、地域的領主、地域領主、有力国人は、語義的には中世後期の有力な武家領主一般に適用できてしまうという点で、あまり適切な名称とは言いがたい。

また戦国郡大名は、戦国大名を一国程度、あるいはそれ以上の規模を持つものと規定した場合に、戦国大名とおおむね同質の権力であるが、それよりも小規模で、およそ郡程度の規模の領主という意味合いであろう。黒田基樹氏は、戦国大名と国衆は基本的に同質の存在としているが<sup>②</sup>、これを認めるならば、ある程度内

容にそぐう用語と言える。しかしながら六角氏や浅井氏のように、一般的に戦国大名として扱われることの多い権力でも支配領域が一国に満たない領主もいるし、また支配領域がかならずしも郡の枠組みと一致せず、複数の郡のそれぞれ一部分を支配しているような領主もいるから、この場合、郡というのがあくまで単に規模の程度を示すものであるとしても、あたかも郡を単位として支配しているかのような誤解を生じるおそれがある。

また、以上の四つ呼称は提唱者以外が用いている例がほぼ見当たらない。したがって、ここでは検討対象を戦国領主と国衆に絞る。

先に拙著で、「家中」と「領」を持つ自立的な領主を指す用語として戦国領主を選ぶ理由として、（一）国衆は当時の史料上に見える言葉であるが、必ずしも「家中」と「領」を持つ自立的な領主を指して使われているわけではなく、逆に「家中」や「領」を持つ領主に「国衆」の語が使われていない場合があることで、史料用語の「国衆」をそのまま研究用語として用いると混乱を生じる可能性がある。（二）戦国期に固有の大名権力（守護大名とも近世大名とも異なるという意味で）として戦国大名の語を用いるのならば、それに対応して戦国期に固有のあり方を示す領主という意味で戦国領主の語を用いるのが適切ではないかと述べた<sup>③</sup>（なお、以前は「戦国領主」とカギ括弧を付けていた

が、煩雑なので省いた。カギ括弧を付けていた理由は後述する。

これに対して菊池浩幸氏は、(イ)「家中」と「領」を持たない国衆、あるいは「家中」と「領」を持つ国衆以外の領主とは具体的にどのような存在なのか、その史料の根拠がはつきりしない。(ロ)「戦国領主」は矢田俊文氏の「戦国期守護論」のなかで提唱された用語であり、矢田氏の議論は戦国大名(戦国期守護)と国衆(戦国領主)を同質と見なす議論であり、これは筆者(村井)の戦国大名権力構造の理解とは異なっている、として「戦国領主」概念を用いることを批判した<sup>(4)</sup>。

まず(イ)の問題について検討しよう。「家中」や「領」を持つ国衆以外の領主が存在するかという点については、当時の史料上で「国衆」と呼ばれていない領主がいるのかという意味だとすれば、これは確実には証明したい(「国衆」と呼ばれていたことは証明できても、呼ばれていなかったことは証明がたい)。しかし、たとえば相模国の津久井内藤氏や武蔵国の江戸太田氏、北条氏照・氏邦継承後の大石氏や藤田氏が国衆と呼ばれている例はあるのだろうか。この問題は国衆(戦国領主)概念を、どの範囲にまで適用しようとするのかという問題に関わるから後述する。

一方、「家中」と「領」を持たない国衆の存在については、たとえば和泉国の松浦氏の配下には「国衆并四人之者等」がいた<sup>(5)</sup>。「四人之者」は松浦氏の奉書を発給する奉行人であり、松浦氏自体は「家中」と「領」を持つ戦国領主(研究用語としての国衆)的存在であったといっている。しかし、松浦氏の配下にいる、この「国衆」が具体的にどの領主を指しているかは不明である

ものの、「家中」と「領」を持つような有力領主であったとは考えがたい。

また、天文九年(一五四〇)の「竹生島奉加帳」では、出雲尼子氏の配下に「出雲州衆」と「富田衆」という区分がある<sup>(6)</sup>。「出雲州衆」の「州」の訓は「くに」であろうから、前者が国衆(国人)、後者が守護被官ということになる。しかし、「出雲州衆」のなかにも、「家中」や「領」を持つ自立的な領主であるとは考えられないものが多数存在する。そもそも川岡勉氏が、赤穴氏は被官並奉公を務める守護被官であったが、国並奉公を務める「出雲州衆」に転身したと述べていることからすれば<sup>(7)</sup>、この区分は、領主としての実態に基づくものではなく、尼子氏との関係に基づくものであろう。

室町期の「国人」が身分であることはつとに指摘されているが、この場合の「州衆」(国衆)も身分であって、領主としての存在形態を指すものではない。研究用語としての国衆を、身分から規定しようとするならば話は別だが(この点は後述)、「家中」と「領」を持ち云々という領主としての存在形態から規定しようとするなら、両者にズレが生じるのは当然と言えよう(史料上の「国人」と、研究用語としての「国人領主」の関係のよるに)。

次に(ロ)の点については、矢田氏の「戦国期守護論」を批判することと、「家中」と「領」を持つ自立的な領主を、矢田氏の提唱した戦国領主の語で呼ぶことは切り離しうるから、そこに問題があるとは思われない。矢田氏の議論は、たとえば甲斐国において、(A)武田氏と小山田氏、穴山氏はいずれも、独自の「家中」と「領」を持ち、判物や印判状を発給してそれらを支配するという点において同格の「戦国領主」であり、

小山田氏や穴山氏は武田氏の家来ではない(家来ではないというのは武田「家中」の構成員ではないという意味に解することができる)。(B)家来ではない小山田氏や穴山氏に対する武田氏の支配権は守護公権に由来する(厳密に言えば、軍事指揮権や第二次裁判権など守護公権と同内容の権限である)、という論理構成になっている<sup>(8)</sup>。

武田氏や毛利氏など戦国期の大名権力を、戦国大名ではなく戦国期守護と規定する戦国期守護論の中核は言うまでもなく(B)の点にある。この(B)の点を否定したからといって、(A)の点まで否定しなければならぬわけではない。(A)の点は、戦国大名と国衆を基本的に同質の存在にとらえる黒田氏の議論と、それほど違うわけではない。

筆者は武田氏や毛利氏のような大名権力について、他の戦国領主を配下に編成し、また支配の規模の点でも、戦国領主より広域であり、それが権力構造の違いも生み出していると想定しているから(その意味で、六角氏や浅井氏などをどう考えるかは、また検討を要する問題であるが)、そうした大名権力は戦国領主とは位置づけられない(戦国大名と位置づける)。その点は矢田氏と微妙に異なるので、それを示すためにかつては「戦国領主」とカギ括弧を外している(前述のように煩雑なので、現在はカギ括弧を外している)。ただし、武田氏は甲斐国の国中において、毛利氏は安芸国高田郡において、「家中」と「領」を持つ戦国領主的存在であるとは考えているから、矢田氏の議論とそれほど懸隔があるわけではない。また、戦国領主の概念規定が、矢田氏のそれとまったく異なるならともかく、若干違う程度であれば、戦国領主の語を用いたからといって、



必ずしも矢田氏の規定に縛られる必要もないだろう。矢田氏によれば、戦国大名という語を定着させたのは安良城盛昭氏だということだが、安良城盛昭氏の概念規定どおりに戦国大名概念を使っている戦国大名研究者が現在いるだろうか。

以上の理由から、ここでは戦国領主の語を用いるが、それによって指している対象に大差が出るわけではなく、すでに述べたように用語の選択はさして重要な問題ではない(矢田氏も戦国領主と国衆を両方用いている)。ただ、まだ国衆の語が完全に定着しているわけではなく、国衆の語を用いることには前述の弱点があるのだから、どちらを用いるのが適切かと問われれば戦国領主がよりよいということになる。

なお、「家中」と「領」を持つ自立的な領主は、豊臣期以降、近世初頭にはいまだ存在しているため、「戦国領主」は適切ではないという指摘もある。確かにそのとおりだが、豊臣期以降は、多くのこうした領主が自立性を失っていく。矢田氏は戦国領主を戦国期の基本的領主と位置づけたが、やはりこうした領主は、戦国期に広範に、特徴的に出現するのであり、近世に入れば例外的存在となっていく。「基本的領主」ではなくなってしまう。この点において、戦国期の権力(諸)関係に対応して出現する、戦国期に特徴的な領主という意味でやはり戦国領主で問題ないと思われる。

## 二 黒田基樹氏の国衆概念の規定について

次に本題の概念規定の問題に移りたい。先にも述べたように、どのように概念規定をするかは、何を課題とするかによってその有効性が異なるから、ここでおこなうのは、定義を決定することではなく、あくまで

議論の整理である。

黒田基樹氏は、市村高男氏が武蔵成田氏を与力大名とした点について、「与力大名」という用語は、当該大名からその本領等に対しては安堵を受けない「大名」に限定して用いられるべきと考えられ、戦国大名に從属する国衆に「大名」の語を適用することは戦国大名との質的相違を曖昧なものとする恐れが強く、適切とはいえない」としている。黒田氏は同じ論文の中で「有力他国衆の権力構造が、かつての戦国大名概念を規定していた諸側面を具備している、ほぼ戦国大名のそれと同質のもの」としているから、先の「質的相違」が何を指すのかは明確ではない。先の引用文からすれば、大名から本領安堵を受けていないものが大名、受けているものが国衆ということであろうか。

黒田氏は、国衆について、領主権力の側面については、峰岸純夫氏概念を踏襲して、「地域的領主」として、政治的性格については「外様国衆」としている。黒田氏がその後の自身の研究でこうした用語法を一貫して適用しているように思われるが、「同質」というのは前者の側面について、「質的相違」というのは後者の側面について、それぞれ述べたものとも解せる。

黒田氏は、下総結城氏が戦国大名とされることについて、「市村氏が詳細に解明した結城氏権力の在り方は、まさに他の地域に存在する国衆のそれと同質」であり、他の国衆との相違点は、結城氏が室町期以来の「大名」層だったという身分的差異にすぎない。戦国期には北条氏が他地域の戦国大名とともに室町將軍家の「御相伴衆」だったのに対し、結城氏らは「関東衆」であり身分に違いがある。また、関東の戦国大名

は「国主」身分を称する両上杉氏(山内・扇谷)、北条氏、里見氏と、「国主」身分は称していないが、天正期以降「その権力的性格の変質、政治的地位の上昇は容易に認識される」佐竹氏のみとすべきであるとして、結城氏を戦国大名とすることを否定している。

まず、ここで戦国大名と国衆を分ける指標は、身分に置かれている。ただし、黒田氏は「身分制社会においては身分と権力的性格とは連動しており、たとえそこにズレが存在していたとしても、それは早晩解消されるものであった」としている。この言明自体はなお一般的に適用できるものか検証が必要であると思われるが(また「早晩」というのがどの程度の時間的スケールを想定しているのかにもよるが)、この一文をあえて加えていることからすれば、身分はあくまで指標であって、「権力的性格」が戦国大名と国衆を区分する本質的要素と考えているとも解することができる。

天正期以降の佐竹氏についても「権力的性格の変質」ということが言われているが、ではこの「権力的性格」とは何を指すのだろうか。黒田氏は、市村氏や藤木久志氏が、佐竹氏らと北条氏らとの「権力的性格に質的相違」を見出したとして、それ自体は肯定している。仮に、戦国大名と国衆が領主権力としての側面においては同質だとするならば、「権力的性格」の「質的相違」とは、「政治的地位」ないしは「政治的性格」の相違をいうのだろうか。仮に「政治的地位」が身分のことだとすれば、身分と権力的性格は連動する(すなわち一致する)と言っているのであるから、「政治的地位は権力的性格に基づくものであり、権力的性格の違いとは政治的地位の違いである」という循環論法になってしまう。ということは「政治的地位」と「政治

「的性格」はまた別のものだろうか（なお、黒田氏は、有力国衆と中小国衆という区分も用いているが、これらは「外様衆」という政治的区分において一括された存在」としているから、ここでも国衆が「政治的地位」ないしは「政治的性格」と関連づけられている。

ここでもう一度、先の成田氏と与力大名とする市村氏の議論に対する黒田氏の批判に立ち戻れば、大名と国衆の差異は、大名から本領安堵を受けているか否かによるということになる。これが「政治的性格」なのであろうか。

ところで、戦国大名概念を北条氏などに限って適用し、結城氏などには適用しないとしているが、では結城氏はどのような概念で規定されるのかについては明示されていない。国衆と同質であるという主張からすれば、国衆と規定するということだろうか。しかし、黒田氏は「市村氏が詳細に解明した結城氏権力の在り方は、まさに他の地域に存在する国衆のそれと同質」と述べているが、市村氏が解明した内容というのは、黒田氏の用語で言えば、結城氏の「領主権力としての側面」ではないのだろうか。ならばこの側面では、結城氏と戦国大名とは同質であることになり、この点から戦国大名（北条氏など）と国衆（結城氏など）の「権力的性格」の「質的相違」を見出すことはできないはずである。

一方、先の大名から本領安堵を受けているか否かという点からいえば、結城氏や天正期以前の佐竹氏は大名ということにならないのだろうか。あるいはこれが与力大名なのだろうか。

黒田氏はその後、別の論文において、佐竹氏や結城氏など「支配領域が一国に満たない「戦国大名」や国

衆らの北関東諸領主」について、北条氏との同質性を強調している<sup>15</sup>。ここで重視されているのは、こうした権力が村・町を基盤にしている領域権力であるという点である。そうすると結局のところ、戦国大名と国衆とは何をもって区分されるのだろうか。

さらにその後の黒田氏の著書では、「戦国大名と国衆とを、明確に区別することは難しい」とした上で、「両者の上下関係をはつきりさせて、唯一の命令主体となつていくものを戦国大名、それに従う存在を国衆」とするとしている<sup>16</sup>。明確な区別は難しいということから、その差異は相対的なものということになるが、自身より上位の権力（天皇や幕府は別として）が存在するかどうか、一応の基準ということになる。これは、大名から本領安堵を受けているか否かということに近い。この基準からすると結城氏や天正期以前の佐竹氏は一応戦国大名ということになると思われる。そうすると国主を称しているかどうかという身分の観点から——そして身分は「権力的性格」に連動しているから、その「質的相違」から——戦国大名と国衆を区分した先の議論と齟齬が生じる。これはより新しい議論では見解を修正したということなのか、その点にはつきりしない<sup>17</sup>。

以上のように、黒田氏の議論は整合的に理解できない部分があるのだが、「権力的性格」、「政治的性格」、「政治的位置」、「領主権力の側面」といった言葉が指している内容が不明瞭であり、身分も含めたそれら諸要素の関係性が十分整理されていないこともその一因だろう。

### 三 概念規定の問題をめぐって

独自の「家中」と「領」を持ち、判物や印判状を発給してそれらを支配する、およそ郡程度の規模を支配する自立的な領主という、大筋で了解されているところの戦国領主像に立ち戻ってみよう。これに先ほどから問題になっている身分という要素も検討対象にしよう。以下、便宜的にいったん規模の問題を外して、独自の「家中」と「領」を持ち、判物や印判状を発給するような領主という存在形態を、領主的実態と称する。

丸島和洋氏は、信濃真田氏を武田氏配下の国衆と位置づけ、豊臣政権服属後の真田氏については、「戦国大名上杉氏に従う国衆として処遇されるのではなく、中央政権に直接仕える豊臣大名になった」とし、「家康の与力大名という扱いを受けることとなった」としている<sup>18</sup>。この場合、上杉氏に従う国衆とされるか、徳川氏に従う与力大名とされるかで、真田氏の領主的実態に大きな変化があるわけではないから、大名か国衆かの関係は、その領主的実態に基づくものではなく、上級権力との関係の問題、ないしは身分の問題ということになる。これはもちろん豊臣政権下の話であるから、大名といえど自身の上位に豊臣政権がいるわけであるが、それを除けば、自身より上位の権力があるか否かが、大名と国衆を分ける基準になり、それは豊臣政権下の身分秩序上の位置づけでもあるということになる。

別の権力の下に従属するかどうかは、戦国期においては、政治的・軍事的情勢に規定された力関係の問題であるから、これを政治的関係と呼ぼう。真田氏が豊臣政権直属の大名とされた政治的経過（どのように落着するか紆余曲折があった）から明らかのように、身分の問題は、この政治的関係から派生する問題である。

ここまで、戦国領主より上位の戦国大名との区別にはばかり注目してきたが、いわばより小規模の領主（規模の問題は後で考察するが、ここでは便宜的に用いる）との区別という点でも、この政治的関係から、次第に身分が形成されていくと見通される。上位の権力に服属する際、どのように処遇されるかが身分を決定するからである。弘治三年（一五五七）、毛利氏は安芸国衆と傘連判契状に連署しているが、こうして毛利氏と連署した領主たちは、他の領主たちとは身分的に区別されることになるだろう。こうした身分秩序は徐々に共通意識化、体系化されていくと考えられる。

同時に注意すべきは、この時点で毛利氏は政治的関係（力関係）では、他の安芸国衆の上位に在るが、傘連判という形式からして身分的には同格であるということである。したがって政治的関係と身分は必ずしも即座に一致するわけではない。身分は戦国領主を規定する際の指標とはなり得るが、こうしたズレを考慮するならば、混乱を生じる恐れもある。前述のように「出雲州衆」と「富田衆」という身分的な区分は、領主的実態と対応していない。

したがって、戦国領主は、独自の「家中」と「領」を持ち、判物や印判状を発給するような領主的実態を有し、かつ政治的関係としては、より上位の権力の下に従属しているような領主権力という規定をしてみることが、ひとまずはできるだろう。ただし、このより上位の権力の下に従属している、というのは曖昧さを残す。従属の程度はフアジーな基準だからである。本領安堵の有無というような基準を設けることもできるが、客観的な統一基準を決めるのは難しいだろう。

また、この規定は、戦国大名と戦国領主の領主的実

態が同じであることを前提にしている。これを同じと考えるかどうかは、検討の必要な問題である。もちろん、同じか違うかというのは、どの観点から見ると（課題解決にとって有効か否か）によるから、一概に決定できるものではない。

このことを考える手がかりとして、領主的実態の問題について、もう少し検討を進めてみよう。まず先ほどいったん除外した規模の問題から考える。

戦国領主の規模を郡程度と考えるのは、おおむね共通理解だろう。しかし、北条氏や毛利氏のように、数か国を支配するような権力はともかく、一般的に戦国大名として扱われることの多い六角氏や浅井氏も一国規模に満たないのであるから、どの程度の規模までは戦国領主で、どの程度の規模から戦国大名だという基準を設けるのは難しいだろう。

問題は規模の持つ意味である。矢田俊文氏は流通の広域化にもなつて、一村規模の領主の支配が危機に陥り、その結果、郡規模の戦国領主が成立するとしている<sup>20</sup>。つまり、より広域的な利害調整をおこなう「公的」な権力として戦国領主が出現するということである。

もちろん広域的な利害調整を必要とする問題は流通だけにとどまらない。矢田氏は大山喬平氏の構成的支配について批判的に検討し、「たとえば、水利の範囲が広範囲になれば、農民の経営を実現する経済単位は村落を越えた広い範囲の地域になる。再編される時期ごとに、再編された領主が発生する論理を解く必要がある」と述べている<sup>21</sup>。つまり、これは戦国期の地域社会の構造の問題であり、そこに成立する構成的支配の問題である<sup>22</sup>。矢田氏が、戦国領主を戦国期の基本的領主とする理由はここにあるだろう。規模の問題は、戦国

期の地域社会の構造に対応した領主制が成立しているかどうか本質的問題ということになる。したがってその規模は地域の条件や、周辺の諸勢力との力関係に左右され、一定ではない。このため、規模そのものは、区分のおおよその目安にはなつても、弁別基準とするのは難しい。

一方、すでに拙稿で論じたように、戦国領主は広域的な利害調整を担うために成立するのではなく、一定規模の領域を支配した結果、そうした利害調整をおこなうようになるのだとすれば<sup>23</sup>、支配の規模の拡大が、領主制を変質させるとも言えるだろう。そうすると支配の規模がさらに大きくなれば（二国以上の規模になれば）、さらに領主制は変質するとも考えられる。単純な例を挙げれば、その領主の本拠地と、支配領域の最外縁までの距離が広がれば、指令の伝達に時間がかかるなどの支障が出るから、一定の裁量権を与えた領域支配者を置く必要があるというようなことである。そのように考えれば、戦国大名と戦国領主の領主制が同質かどうかは検討を要する問題であるといえよう。

ともあれ、このように考えれば、「家中」や「領」の成立も、こうした新しい社会の構造に対応した、新しい構成的支配の成立を示すものといえよう。したがって、戦国期の特質をとらえようとするならば、（研究上の概念としての）「家中」や「領」を有していることは、戦国領主を規定する有効な基準となり得る。問題は、（研究上の概念としての）「家中」や「領」が成立していることを、どうやって判断するかである。

「家中」については、拙稿で大友分国における「家中」用例について検討した。この結果、おおむね大友氏が



「家中」の呼称を用いる対象は限られており、研究概念としての「家中」に一致する可能性が高いことが判明した。<sup>24)</sup>他の大名分国については未考であるが、「家中」という言葉自体、その使用が顕著になるのは戦国期だと考えられるので、一応、史料上に「家中」という語が現れることは、一つの指標となるだろう。ただし、その配下に対して「家中」の語が使用されていない領主が「家中」を形成していないとは限らない。この場合、ある領主の配下の集団が、研究概念としての「家中」に当たるのか、そうでないかを見分けるのは難しい（史料制約もある）。

「領」については、史料上、単なる所領を指して用いられる場合もあるから、さらに難しい面がある。研究概念としての「領」は、一円的・排他的で公的な支配がおこなわれる領域というのが、おおよそ共通する理解であろう。しかし、このことを明らかにするのも史料制約で容易でない場合が多いだろう。

このことに関連して、指標として注目されるのが判物や印判状（あるいは配下の奉行人による奉書）の発給である（以下、煩雑なので判物に代表させる。なお、ここでいう判物は書止文言にかかわらず、おもに権利付などに関して証拠機能を期待される直状形式の上意下達文書を指す）。

判物を発給するということは、第一に、その件に關して、発給者が最高の意思決定権者であることを示す。つまり独自の「家中」支配、「領」支配をおこなっていることを示す。第二に、その発給者の支配の一定の公的性格を示すと考えられる。

松浦義則氏は、戦国期に毛利氏の給所宛行状が成立することについて、毛利氏の譜代家臣の給所が、毛利

氏の家産から相対的に独立することによって、それ以前の文書なしの宛行から、書面で権利関係を確認する形に変わったとした。<sup>25)</sup>これについて、拙稿ではこの現象のもう一つの要因として、「家中」や「領」の拡大にともない、それまで局所的に通用していた秩序が共有されなくなるため、書面によって権利関係を明示する必要が生じたとした。<sup>26)</sup>つまり非局所的に通用する公的な秩序を明示する機能を持つものとして判物があると位置づけたのである。

戦国期の畿内について分析した小谷利明氏は、領域支配をとまわらない「官僚型戦国領主」という類型を提起した。<sup>27)</sup>いわば「領」を持たない戦国領主である。小谷氏がこれを戦国領主としたのは、こうした領主が判物を発給して、地域公権力として機能しているからであろう。これを戦国領主概念に含めるかどうか、その後、あまり議論されていないように思われるが、この点は戦国領主の概念規定を考える上で、本質に関わる問題である。

戦国領主の支配が前述のとおり、戦国期の新しい社会の構造（権力（諸）関係）に対応して形成される、新しい構成的支配なのだとなれば、その構造が異なれば、それに合わせて異なる形の支配体制が形成されることが予想される。したがって、畿内のような条件では、一円的な「領」形成という方向には進まないという可能性もあろう。戦国期の新しい社会の構造に対応した、新しい構成的支配というところに戦国領主の本質を見るならば、小谷氏のいう「官僚型戦国領主」も戦国領主の一類型として位置づける論理的な根拠は十分にあるのである。もちろん、そうすると惣国一揆や郡中惣も戦国領主の一類型なのかというように議論が

拡散するおそれもある。したがって、判物を発給しているか否かを単純な弁別指標とするのではなく、判物発給という現象が持つ意味を考えた上で、改めてそれを指標にすることの有効性を考える必要があるということであろう。

判物発給を指標とするのは、以上のような留意をした上で一応、有効であると考えられるが、いくつかの問題もある。まず、明らかに支配の規模も大きく、大名権力からの自立性も高いと思われる領主でも、判物発給が見られないケースがあるということである。たとえば筑後国の田尻氏などは、独自に周辺の領主と盟約を結ぶなど一定の自立性を持ち、また大友氏から、他の判物を発給するような自立的領主と同等に処遇されているが、判物発給が見られない。毛利分国において最大級の勢力を持つ有力な自立的領主である石見益田氏や備後山内氏でさえも判物発給事例はわずかである。もちろん、史料の残存状況の問題とも考えられるが、いずれにしても、判物発給は絶対的な基準にならない。

もう一つは、何をもって判物とするかという文書論の問題である。様式が定型化していて、書止文言が「仍如件」のような文書なら判物と判断しやすいが、書状形式で、また権利付と以外の内容と組み合わせられているような場合など、判断が難しいものも多い。

こうして考えてくれば、独自の「家中」と「領」を持ち、判物や印判状を発給する自立的領主という、おおよその像は作れるものの、厳密に規定することは難しいし、ある領主が戦国領主か否か、一義的に判断する基準を設けることもできない。その都度その都度、その指標が意味している本質に立ち戻って判断するしかないだろう。

さて、最後に、戦国領主概念の適用範囲の問題を考えておきたい。黒田基樹氏は、北条分国の周縁部に存在する外様国衆に対して、相模国津久井内藤氏のような存在を本国内国衆と呼んだ<sup>23)</sup>。また、大名とほぼ同等の権限を付与された支城主を支城領主と規定し、これと国衆の共通性を指摘した<sup>24)</sup>。こうした自立的な支城主や重臣層は、独自の「家中」と「領」を持ち、判物や印判状を発給しているという点で、先ほどみた戦国領主のおおよその像と共通性がある。一方、市村氏は、戦国領主と北条氏が政策として分立させた支城主を同列に論じることはできないと批判をしている<sup>25)</sup>。これが仮に大名権力への従属度の差(自立性の差)の問題とすれば、両者の差は相対的なものであるから、その境界は不分明になる。身分との関係でいえば、たとえば大友氏の重臣層は、史料上「国衆」と呼ばれている者がいる(ただし、これらすべてが戦国領主の実態を持っているかどうかはわからない。判物発給が確認できる者はいない)。もちろん両者を同じと考えるか、違うと考えるかは、どのような観点から見られるかによるので、一概にどちらが正しいというわけではない。両方とも戦国領主(国衆)概念に含めるという考え方もあるだろう<sup>26)</sup>。同じ概念には含めないが、共通性はあるとする立場もあり得よう。

結局のところ、独自の「家中」と「領」を持ち、判物や印判状を発給してそれらを支配する、郡程度の規模の自立的領主であり、かつ自身より上位の権力に從属している領主という、おおまかな戦国領主像は描けるものの、これら一つ一つの要素が、戦国領主を弁別する基準になり得るかといえ、一応の指標とはなり得るものの、決定的なものとはならない(当然のこと

ながら、これらの要素すべてを満たしていないといけないというわけでもない)。これらの指標の本質を考えつつ、判断するほかない。繰り返しになるが、何を本質とするかは、解決しようとする課題にとつての有効性による。したがって統一的な定義を作ることではできない(その意味もあまりない)。

とはいえ理念的にはそうだとすると、実際には史料的制約もあるから、ある程度、戦国領主を弁別するための、現実的な方法を考えておく必要があるだろう。すでに拙稿で試みたのは、判物発給を目安として、さらに所領の一円性と規模、室町期よりも拡大した被官集団の形成を判断材料として、戦国領主と規定できる確実性の高い領主を抽出し、さらにそうした領主と同格に扱われている(連署している、連名の宛所になっているなど)領主までを戦国領主と暫定的に判断するというものである。つまり「家中」と「領」形成、判物発給といった領主の実態を軸にして領主を抽出しつつ、それが明らかでない領主でも、上意の権力との政治的関係(あるいは身分)が、その抽出された領主と同じと考えられるものを候補としているということ、基準という点ではかなり広く網をかけていることになる。したがって、そこから議論を組み立てるに当たっては、厳密さに欠けている点を自覚し、先に述べたようにそうした指標の持つ本質的な意味を常に考えながらおこなう必要があるのはいままでもない。また、この場合、いわゆる戦国領主と自立的な支城主・重臣層がどちらも含まれることになる。拙稿では、支城主や重臣層を戦国領主に含めていないが、共通性は重視し、双方とも検討の対象としている。いずれにせよ、統一的な定義や、完全な基準の設定が困難である以上、

暫定的で曖昧さを残す規定とならざるを得ないが、おおよそ何を念頭に議論をしているか、相互の了解が可能なように整理をすることが必要があるだろう。本稿の議論はそのための一つの試論である。

註

(1) 戦国領主は矢田俊文氏が提起したものである(「戦国期甲斐国の権力構造」、『日本史研究』二〇一号、一九七九年、のち『日本中世戦国期権力構造の研究』(塙書房、一九九八年)に収録)。国衆は史料用語であるが、独自の「家中」と「領」を持つような領主に対して、この語を適用するよう明確に主張したのは黒田基樹氏であろう(「戦国期外様国衆論」、『戦国大名と外様国衆』、文献出版、一九九七年、増補改訂版、戎光祥出版、二〇一五年)。地域的領主は峰岸純夫氏(「戦国時代の「領」と領国——上野国新田領と後北条氏——」、『中世の東国——地域と権力——』、東京大学出版会、一九八九年、初出『慶應義塾志木高等学校研究紀要』一輯、一九六九年)、地域領主は菊池浩幸氏(「室町・戦国期在地領主のイエと地域社会・国家」、『歴史学研究』八三三号、二〇〇七年)、有力国人は光成準治氏(「有力国人と地域社会——石見益田氏を中心に——」、『中・近世移行期大名領国の研究』、校倉書房、二〇〇七年)、戦国郡大名は水林彪氏(『日本通史II 近世 封建制の再編と日本の社会の確立』、山川出版社、一九八七年)がそれぞれ提起した用語である。

(2) 黒田前掲註(1)論文。

(3) 拙稿「戦国期大名権力研究の視角」(『戦国大名権力構造の研究』、思文閣出版、二〇一二年、初出「戦国大名研究の視角——国衆「家中」の検討から——」、『新しい歴史学のために』二四一号、二〇〇一年)。

(4) 菊池浩幸「村井良介『戦国大名権力構造の研究』」(『ヒストリア』二五四号、二〇一六年)。

(5) 『図書寮叢刊 九条家文書』一五—一三。

(6) 『出雲尼子史料集』三九二(竹生島宝厳寺文書)。



(7) 川岡勉「中世出雲における守護支配と国人一揆」(『平成二・三年度科研費研究成果報告書 尼子氏の総合的研究 その一』、研究代表者・藤岡大拙、一九九二年)。

(8) 矢田前掲註(1) 論文。

(9) 矢田俊文「あとがき」(前掲註1著書)。

(10) 光成前掲註(1) 論文。

(11) 矢田前掲註(1) 論文。

(12) 戦国領主の近世への展開は単純ではない。まず豊臣期から幕藩体制初期には、改易されたり、大名「家中」に吸収されたりする領主がいる一方で、万石陪臣や城持ちの家老という形で、一定の自立性を残していた領主がいる。場合によっては、大名権力あるいは豊臣政権の政策によってむしろ支配が安定・強化された領主も存在する。しかし、さらに時代が下れば、こうした存在は初期御家騒動などを通じて減少し、例外的なものになっていく。ただし、たとえば光成準治氏が指摘するように石見益田氏は、関ヶ原合戦後、徳川氏から独立大名となることを打診されていたが(前掲註1論文)、もしこれを受諾していたら、独立した大名となつて残つたであろう。また吉川氏も近世には岩国藩として存続する(毛利本宗家は吉川氏を家来と位置づけている。この点については田中誠二「秋藩の本・支藩関係をめぐる」(光成準治編『吉川広家』、戎光祥出版、二〇一六年、初出『山口県地方史研究』六一号、一九八九年)を参照)。筑前立花氏(いったん改易されるなど曲折は経るものの)なども含め、大名に転身することで近世を通して存続したケースもある。また近江朽木氏のように旗本として存続したケースもある。しかし、これらはやはり例外的な事例というべきであろう。

(13) 黒田前掲註(1) 論文。

(14) 黒田基樹「国衆論批判に答えて」(『増補改訂戦国大名と外様国衆』、戎光祥出版、二〇一五年)。

(15) 黒田基樹「戦国期東国の大名と国衆」(『戦国期東国の大名と国衆』、岩田書院、二〇〇一年)。

(16) 『戦国大名 政策・統治・戦争』(平凡社、二〇一四年、一七五頁)。

(17) 黒田氏は前掲註14論文で、市村氏の批判に答えているが、この点は言及されていない。

(18) 丸島和洋『真田四代と信繁』(平凡社、二〇一五年)一三頁、一五六頁。

(19) 『大日本古文書 家わけ第八 毛利家文書』二二六。

(20) 矢田俊文「戦国期毛利権力における家来の成立」(『ヒストリア』九五号、一九八二年、のち前掲註1著書に収録)。

(21) 矢田俊文「日本の封建領主制研究について」(前掲註1著書)。

(22) 拙稿「戦国期の特質を考えるための権力試論」(前掲註3拙著)。

(23) 拙稿「戦国期における領域的支配の展開と権力構造」(前掲註3拙著、初出『日本史研究』五五八号、二〇〇九年)。

(24) 拙稿「戦国期における「家中」の形成と認識——大友分国を事例に——」(『歴史評論』八〇三号、二〇一七年)。

(25) 松浦義則「国人領主毛利氏の給所宛行状の成立について」(村井良介編『論集戦国大名と国衆17 安芸毛利氏』、岩田書院、二〇一五年、初出『芸備地方史研究』一二九号、一九八一年)。

(26) 拙稿「毛利分国における「戦国領主」の文書発給をめぐる」(天野忠幸・片山正彦・古野貢・渡邊大門編『戦国・織豊期の西国社会』、日本史料研究会、二〇一二年)。

(27) 小谷利明『畿内戦国期守護と地域社会』(清文堂、二〇〇三年)。

(28) 前掲註(24) 拙稿。

(29) 黒田前掲註(1) 論文。

(30) 黒田基樹「あとがき」(『戦国大名北条氏の領国支配』、岩田書院、一九九五年)。

(31) 市村高男「戦国期の地域権力と「国家」・「日本国」」(『日本史研究』五一九号、二〇〇五年)。

(32) たとえば『大分県史料』二四「到津文書」四一九。

(33) たとえば、大石泰史編『全国国衆ガイド 戦国の「地元」の殿様たち』(星海社、二〇一五年)は、国衆として支城主・重臣層も扱っているから、両者を同じカテゴリーに含める立場に立っていると見えよう。

(34) 前掲註(26) 拙稿。

平成二六〇二八年度（二〇一四〇二〇一六年度）  
日本学術振興会科学研究費補助金若手研究（B）

戦国大名分国およびその周辺地域にお  
ける領域支配の研究

研究成果報告書

研究代表者・村井良介

発行 初版 二〇一七年三月一日

第二版 二〇二二年五月七日

印刷 友野印刷株式会社



